

# 後期高齢者医療に関するお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合および須恵町は、7月中旬以降、平成29年8月からの保険証や保険料の通知などの書類をお送りします。

7月末までに書類が届かない場合は、住民課にお問い合わせください。

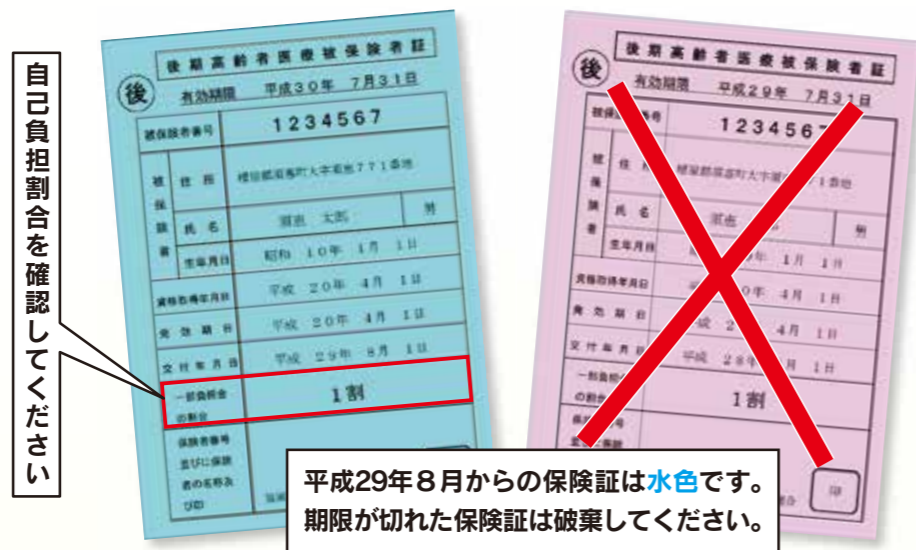
## 8月からの保険証は水色です

現在の被保険者証(桃色)は、平成29年7月31日までの有効期限です。8月1日から使用できる被保険者証(水色)を7月下旬にお送りします。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくことがあります。

※8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(水色)を医療機関の窓口に提示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、住民課にお問い合わせください。



## 限度額適用・標準負担額減額認定証は8月に更新です

限度額適用・標準負担額減額認定証をすでにお持ちで、平成29年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

なお、新たに認定証の交付を希望する場合は、住民課での申請手続きが必要です。

### ▶申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証・マイナンバーカード(または顔写付き公的身分証明書およびマイナンバー通知カード)・印鑑・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。)

## 平成29年度保険料の通知を7月中旬にお届けします

後期高齢者医療制度の保険料は、平成28年中の所得金額と世帯(※)の状況を基に算定を行い、決定します。

被保険者の皆さんに「平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定され、被保険者一人ひとりに賦課されます。

なお、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、平成28年度に改定されています。

保険料の算出方法(平成29年度分)	
保険料 = 均等割額 + 所得割額	
56,085円	(総所得金額等-33万円) × 11.17%
〔世帯の所得に応じて軽減措置があります。〕	〔被保険者の所得に応じて軽減措置があります。〕

※「世帯」とは、平成29年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

### 被扶養者であった人の軽減割合の変更

被保険者の資格を得た日の前日に社会保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)の被扶養者であった人は、平成28年度までは均等割額が特例措置として9割軽減されていましたが、平成29年度からは7割軽減となります。

なお、所得割額については、負担はありません。

## 平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度で、上限額は個人または世帯の所得に応じて決まります。

この上限額が、平成29年8月から下表のように変わります。

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% ※多数回 44,400円	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% ※多数回 44,400円
一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間14.4万円上限	57,600円 ※多数回 44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円

※多数回とは、12か月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目を指し、多数回に該当すると上限額が下がります。

問い合わせ先 住民課 後期高齢者医療係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)